林業経営体に関する情報の登録・公表要領

制定 令和元年 9 月 14 日付け林業第 934 号 最終改正 令和 3 年 4 月 15 日付け林業第 161 号

第1 目的

林業経営体に関する情報の登録・公表は、森林所有者、事業発注者等が林業経営体の登録情報を活用して、森林経営の委託先や森林施業の事業実行者を適切に選択できるようにするとともに、林業経営体が自ら進んで事業実行能力等を広く公表することにより、林業経営体間で適切な競争が働く環境整備を行い、もって効率的かつ安定的な林業経営体を育成することを目的とする。

第2 関係規程

林業経営体の登録・公表の実施に当たっては、「林業経営体に関する情報の登録・公表について」(平成 24 年 2 月 28 日付け 23 林政経第 312 号林野庁長官通知)に定めるほか、この要領によるものとする。

第3 定義

「林業経営体」とは、自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により又は他者への請負により造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている経営体であり、森林組合・会社・個人経営等の組織形態は問わないものとする。なお、農林業センサスでいう林業経営体の定義とは異なる。

第4 林業経営体の登録

県内に主たる事業所があり、かつ、県内で造林、保育、伐採その他の森林施業を 行う林業経営体については、知事の登録を受けることができるものとする。

第5 登録の申請

- (1) 第4の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項①から⑭を記載した様式第1-1号及び様式第1-2により、知事に申請するものとする。
 - ① 基本情報(主たる事務所の所在地、商号又は名称、代表者氏名等)
 - ② 組織に関する情報 (職員数等)
 - ③ 雇用管理体制に関する情報(雇用管理者の選任、雇用に関する文書の交付、社会・労働保険等への加入状況等)
 - ④ 技術者・技能者数に関する情報
 - ⑤ 資本装備に関する情報(林業機械保有台数)

- ⑥ 事業量等に関する情報(素材生産、造林等)
- ⑦ 事業区域に関する情報
- ⑧ 主伐後の再造林に関する情報
- ⑨ 生産管理の取組に関する情報
- ⑩ 原木の安定供給・流通合理化等に関する情報
- ① 造林・保育の省力化・低コスト化に関する情報
- ② 伐採・造林に関する行動規範の策定等に関する情報
- ③ 雇用管理の改善と労働安全対策に関する情報
- ⑭ その他地域への貢献、表彰実積、経営の健全性等に関する情報
- (2)前項の申請書には、次に掲げる①から⑩の書類を添付するものとする。ただし、登録申請者が、「林業労働力の確保の促進に関する法律」(平成8年法律第45号)第5条第1項の認定を受けた事業主(以下「認定事業主」という。)にあっては、①から⑦に掲げる書類の提出を省略することができるものとする。
 - ① 登記事項証明書又は住民票
 - ② 納税証明書
 - ③ 労働者を雇用している場合にあっては、雇用に関して交付している文書の様式
 - ④ 労働者を雇用している場合にあっては、社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類
 - ⑤ 就業規則を制定している場合にあっては、就業規則の写し
 - ⑥ 直近3箇年の貸借対照表及び損益計算書
 - ⑦ 事業実績を証する書類(補助事業又は請負事業で、元請・下請として、完成、引渡しが完了した過去5年の事業実績の中から、代表的なもの1件の契約書等の写し)
 - ⑧ 行動規範を作成している場合にあっては、その写し
 - ⑨ 前項の⑭に掲げる取組実積等が確認できる書類
 - ⑩ その他知事が必要とする書類
- (3) 知事は、必要に応じ登録申請者に対して情報提供を求めることができるものとする。

第6 登録の実施

- (1) 知事は、第5による登録の申請があったときは、次の①から③に掲げる事項を様式第2号の林業経営体名簿に登録するものとする。
 - ① 第5の(1)の①から⑭に掲げる事項
 - ② 登録番号及び登録年月日
 - ③ 登録情報の変更年月日
- (2) 知事は、登録申請者が次のいずれかに該当する場合は、その登録をしないものとする。

- ① 第10の(1)の③及び④の規定により登録を取り消された日から2年間を 経過しないとき
- ② 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しないとき
- ③ 法人でその役員のうち前記②に該当するものがあるとき
- ④ 登録申請書若しくは変更届出書又はその添付書類に虚偽の記載があるとき
- (3) 知事は、(1) の規定により登録したときは、様式第3号により登録申請者に通知するものとする。ただし、第9の規定による林業経営体名簿の公表をもって、登録申請者への通知に代えることができるものとする。
- (4) 知事は、(2) の規定により林業経営体名簿に登録しない場合は、その理由 を示して、その旨を登録申請者に通知するものとする。
- (5) この要領による登録申請のほかに、知事が別に定める意欲と能力のある林業経営者の公募・公表要領の規定により公表された林業経営者(以下「意欲と能力のある林業経営者」という。)及び意欲と能力のある林業経営体へと育成を図る林業経営体の選定要領の規定により選定された林業経営体(以下「育成を図る林業経営体」という。)については、この要領による登録を受けたものとみなすこととする。

第7 変更の届出

- (1) 林業経営体名簿に登録された林業経営体(以下「登録経営体」という。)は、 第5の(1)の①に掲げる事項に変更があったときは、様式第4号により知事 に届け出るものとする。
- (2)登録経営体は、第5の(1)の②から⑭に掲げる事項に変更があり、林業経営体名簿に登録されている情報を直近の内容に変更したいときは、様式第4号により知事に届け出ることができるものとする。
- (3) 知事は、(1) 及び(2) による変更の届け出があった場合において、その 内容が適切と認められるときは、その届け出があった事項を林業経営体名簿に 登録するものとする。
- (4)上記(1)及び(2)の規定による届け出については、第5の(2)による規定を、前項の規定による登録については、第6の(1)から(4)による規定をそれぞれ準用する。
- (5) 意欲と能力のある林業経営者及び育成を図る林業経営体にあって、知事が別に定める要領により変更手続きが行われたときは、その変更の内容を林業経営体名簿に登録するものとする。

第8 登録の有効期間

(1)登録の有効期間は、登録のあった日から起算して満5年を経過する日の属す

る年度の末日とする。ただし、意欲と能力のある林業経営者及び育成を図る林 業経営体については、この限りではない。

(2) 登録経営体は、更新を受けることができるものとする。

第9 林業経営体名簿の公表

- (1) 知事は、林業経営体名簿に登録したときは、県の公式ホームページで当該名簿を公表するものとする。
- (2)公表時期は、半年ごとに取りまとめ、4月、10月の年2回公表又は更新するものとする。ただし、変更の届出、登録の取消、登録失効、意欲と能力のある林業経営者及び育成を図る林業経営体に係る公表については、その都度行うものとする。

第10 登録の取消

- (1) 知事は、登録経営体が次のいずれかに該当する場合は、その登録を取り消す ことができるものとする。ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変 化等、登録経営体の責に帰することのできない予測不能な事態によるものは除 く。
 - ① 登録経営体が個人の場合にあっては、その死亡、また法人にあってはその 消滅、解散等が確認されたとき
 - ② 登録経営体から申し出があったとき
 - ③ 登録申請書若しくは変更届出書又はその添付書類の内容に虚偽が確認されたとき
 - ④ その他知事が必要と認めるとき
- (2) 知事は、前項の規定により登録の取消しを行った場合は、その旨を様式第5号により通知するものとする。ただし、前項の①の個人の場合にあってその死亡が確認された場合は除く。

第11 書類の経由

書類の提出に当たっては、林業経営体の事務所を管轄する農林事務所を経由して 提出するものとする。

附則

- この要領は、平成30年9月14日から施行する。
- この要領は、令和元年12月13日から施行する。
- この要領は、令和3年4月15日から施行する。

林業経営体名簿への登録申請書

年 月 日

佐賀県知事様

主たる事務所の所在地 商号又は名称 代表者氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス (認定事業主の有無 有 ・ 無) *該当する方に○をつけること。

上記記載の主たる事務所の所在地、代表者氏名等及び別紙の林業経営体に関する情報 について、知事が林業経営体名簿へ登録し、公表する情報として登録申請します。

(注)要領第5の(2)に規定する書類及び別紙誓約書を添付すること。

誓約書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
- (1)暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する 暴力団員をいう。以下同じ。)
- (2)暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (4)暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は 積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (5)暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(6)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他団体又は個人ではありません。

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所

(ふりがな)

氏 名(自署)

生年月日 年 月 日

- 注1) 氏名の欄は、本人が自署すること。ただし、法人の場合は、契約、申請等の担当部署の責任者(所属長レベルを想定)の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名及びふりがなを記名とすることができる。
- 注2) 法人の場合にあっては、契約、申請等の担当部署の責任者((1)と同様)及び担当者の所属部署、役職、 氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により本人確認を行うことが できる場合は、この限りでない。

林業経営体に関する情報

1. 雇用の状況

林業現場	事務系等職員数	雇用管理者の	雇用に関する			社会・労働保険	等への加入状況		
作業職員数 (うち常用)	(うち常用)		文書交付の有無	労災保険	労災保険料率	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	退職金共済等
人 (人)	人 (人)			人	%	人	人	人	人



5年後の目標 (うち常用)

人 (人)

- ※「職員数のうち常用」とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4箇月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。)をいう。
- ※「退職金共済等」には、中小企業退職金共済制度、林業退職金共済制度のほか、自社の退職金制度等も含めて記載すること。
- ※「雇用管理者」とは、林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第30条第1項及び厚生労働省令に基づき、森林施業を行う事業所ごとに、林業労働者の募集、雇入れ及び配置、教育訓練その他雇用管理に関する事項を管理するため選任された者のこと。
- ※「雇用に関する文書」とは、林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第31条及び厚生労働省令に基づき、事業主が林業労働者を雇い入れたとき、事業主が林業労働者に対して交付する、当該事業主の氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき業務の内容等に関する事項を明らかにした文書のこと。

2. 技術者・技能者の数

				技術	術者・技能者	数				
フォレストワーカー	フォレスト リーダー	フォレスト マネー ジャー	森林施業 プランナー	森林作業道 作設オペ レーター	技術士	技能士	林業技士	フォレスター (森林総合監 理士)		
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

- ※「フォレストワーカー」(林業作業士)、「フォレストリーダー」(現場管理責任者)、「フォレストマネージャー」(統括現場管理責任者)とは、研修修了者に係る登録制度の運用に ついて(平成10年4月1日付け10林野組第36号林野庁長官通知)に基づき、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者のこ
- ※「森林作業道作設オペレーター」とは、森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者のこと。 ※「森林施業プランナー」とは、森林施業プランナー育成のための研修を受講するなどして、森林施業の方針や間伐等の施業に係る事業収支を示した施業プランを森林所有者に説明・提案 し、合意形成を図る者のこと。
- ※「技術士」とは、技術士法に基づく技術士(技術士補を含む。)のこと。
- ※「技能士」とは、職業能力開発促進法に基づく技能士(技能士補を含む。)のこと。
- ※「林業技士」とは、(社)日本森林技術協会の認定する林業技術士のこと。
- ※「フォレスター」(森林総合監理士)とは、森林法に基づく林業普及指導員資格試験の地域森林総合監理の区分に合格した者のこと。

3. 林業機械の保有状況

	現状【申請時】											
グラップル	プロセッサ	ハーベスタ	フォワーダ	スイングヤーダ	タワーヤーダ	フェラー バンチャ	スキッダ					
台	台	台	台	심	쉬	台	쉬	台	심			

_										
					5 年後	:の目標				
ŀ										
	台	슾	台	台	台	台	台	台	台	台
	Н	Н	I		I	Н	Ц	Н	Ц	Ц

^{※1}年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については含まないこと。

4. 事業量等

					実績	事業期間 年	三月 日~	年 月 日					
			素材	生産				造林事業				素材生産の	造林の請負
		主 伐			間 伐					左記以外の		請負がある	がある場合
区分	面積 (ha)	材積 (m³)	生産性 (㎡/人日)	面積 (ha)	材積 (㎡)	生産性 (㎡/人日)	植 付 (ha)	下 刈 (ha)	その他	林業の事業 量	事業区域	場合は、主 な業者名を	は、主な業 者名を記載
直営	(444)	(***)	(===, , , , , , ,	()	(***)	(===, , , , , , , , , , , , , , , , , ,					県	記載	
請負													
計											(市町)		

					5 年後の目	標【事業期間	1 年 月	日~ 年 月	日】				
			素材	生産				造林事業				素材生産の	造林の請負
		主 伐			間伐					左記以外の		請負がある	がある場合
区分	面積	材積	生産性	面積	材積	生産性	植付	下 刈	その他	林業の事業	事業区域	場合は、主	は、主な業
	(ha)	(m^3)	工/上日) (㎡/人日)	(ha)	(m^3)	(m³/人日)	(ha)	(ha)	تا رب	量		な業者名を	者名を記載
	(IIa)	(111)	(m//Cu/	(IIa)	(111)	(m//\u)						記載	
直営											県		
請負													
計											(市町)		

※事業実績の事業期間は、登録申請をしようとする年の前年とすること。ただし、前年に実績が ※素材生産量は丸太材積とすること。

ない場合は、登録申請しようとする年の1月1日から登録申請日までの期間とする。

※生産性には、直営施業により実施したものについて記載すること。

※「直営」とは、事業主自身又は直接雇用する現場作業職員により実施したものをいう(以下 ※造林事業量のうちその他には、除伐、枝打ち等の保育作業について記載すること。 「直営施業」という。)

※「請負」とは、他者への請負により実施したものをいう。

※「左記以外の林業の事業量」には、森林作業道の開設・改良、山林種苗の生産等について記載 すること。

5.	主伐後の再造林の確保								
		有して	冷 後整備			取り組ん	今後取り		
	主伐及び主伐後の再造林の一体的な実施体制	いる	する		(2)適切な更新	でいる	組む		
٠	主伐と再造林の両方を直営施業又は他者への請負により実 施する体制				自己の所有する森林の主伐にあっては、主伐後の適切な更 新の実施				
•	連携する他の林業経営体と一体的に実施する体制 (連携相手等の名称:				・他者の所有する森林の主伐にあっては、事前に森林所有者 等に対する適切な更新の働きかけ				
<u>*</u> ±	上記4で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当する	項目にチェ	ック。		※上記4で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当する	項目にチ、	エック。		
6.	生産管理の取組	取り組ん			7. <u>原木の安定供給・流通合理化等</u>	取り組ん			
		でいる	組む			でいる	組む		
•	作業日報の作成・分析による進捗管理・工程の見直し		Ш '	(年後)	・製材工場等需要者との直接的な取引			(年後)
•	作業システムの改善			(年後)	(取引先名:)		
•	その他				・ 取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷 (取りまとめ機関名:			(年後)
፠ ⊦	上記 4 で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当する	項目にチェ	ック。)	・ その他	,)
	「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に」			る場合に	※生産した木材を自ら販売している(今後販売する)場合、該当	(する項目)	にチェック	,	J
チュ	ェックし、何年後に取り組む予定かを記載。				※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内にI				合に
					チェックし、何年後に取り組む予定かを記載。				
8.	<u>造林・保育の省力化・低コスト化</u>	取り組ん	今後取り		9. 伐採・造林に関する行動規範の策定等	策定・	策定•		
		でいる	組む			遵守済	遵守予定		
•	伐採と造林の一貫作業システムの導入			(年後)	・ 経営体独自の行動規範の策定			(年後)
	コンテナ苗の使用			(年後)	・ 所属する業界団体等による行動規範の策定			(年後)
	低密度植栽			(年後)	(策定主体:)				
	下刈りの省略			(年後)	・ 県・市町等行政の策定したガイドラインの遵守			(年後)
	その他				(策定主体:)				

・ その他

※造林・保育を行っている場合、該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に取り組む意向を有する場合に チェックし、何年後に取り組む予定かを記載。 ※素材生産又は造林・保育を行っている場合、該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に取り組む意向を有する場合に チェックし、何年後に取り組む予定かを記載。

10.	雇用管理の改善	取り組ん	今後取り		11. 労働安全対策等	<u>等</u> 取り組ん・	今後取り	
		でいる	組む			でいる	組む	
•	現場作業員の常用化				・リスクアセスメン	F		
•	現場作業職員への月給制の導入				・防護具等の着用の行	徹底		
•	計画的な研修実施などの教育訓練の充実				・ 作業現場の安全巡[П		
•	現場作業職員の社会・労働保険、退職金共済等への加入				・ 専門家による安全	診断・指導		
•	その他				・その他			
※該	当する項目にチェック。				※該当する項目にチェ	ック。		
Ж Г	今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に	取り組む	意向を有する	る場合に	※「今後取り組む」欄は	は、現在取り組んでいないが	、5年以内に耳	取り組む意向を有する場合
チェ	ック。				チェック。			
12.	その他の情報							
例:	地域への貢献(国土緑化への貢献、防災活動、ボランティア	活動等)、	表彰実績、	経営の健全	全性(FSC森林認証、			
SGE	C「緑の循環」認証、ISO取得状況、実践体制基礎評価)、指	名停止処	L分等の状況	等				
		_		_				

※「実践体制基礎評価」とは、林野庁補助事業「森林施業プランナー育成対策事業」実施要領に基づいて、提案型集約 化施業(以下「提案型施業」という。)に取り組む林業事業体について、提案型施業を実施する体制が構築されているか を公正・中立な外部機関が評価する仕組みをいう。

(様式第2号)

林業経営体名簿

登録番号	登録年月日 (登録情報の 変更年月日)	商号又は名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	電話番号	認定事業主
	()					

注:「認定事業主」とは、林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第5条第1項に基づき、雇用管理の改善及び事業の合理化を一体的に図るために必要な措置について の計画を作成し、知事の認定を受けた事業主のこと。

1. 雇用の状況

林業現場	事務系等職員数	雇用管理者の	雇用に関する		社会・労働保険等への加入状況						
作業職員数 (うち常用)	(うち常用)		文書交付の有無	労災保険	労災保険料率	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	退職金共済等		
人 (人)	人 (人)			人	%	人	人	人	人		
			登録情報の変	変更時点の状況(年	月 日)					
人 (人)	人 (人)			人	%	人	人	人	人		



5年後の目標 (うち常用)

- ※「職員数のうち常用」とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4箇月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。)をいう。
- ※「退職金共済等」には、中小企業退職金共済制度、林業退職金共済制度のほか、自社の退職金制度等も含まれている。
- ※「雇用管理者」とは、林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第30条第1項及び厚生労働省令に基づき、森林施業を行う事業所ごとに、林業 労働者の募集、雇入れ及び配置、教育訓練その他雇用管理に関する事項を管理するため選任された者のこと。
- ※「雇用に関する文書」とは、林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第31条及び厚生労働省令に基づき、事業主が林業労働者を雇い入れたと き、事業主が林業労働者に対して交付する、当該事業主の氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき業務の内容等に関する事項を明らかにした 文書のこと。

2. 技術者・技能者の数

人)

				技	術者・技能者	数				
フォレスト ワーカー	フォレストリーダー	フォレスト マネー ジャー	森林施業 プランナー	森林作業道 作設オペ レーター	技術士	技能士	林業技士	フォレスター (森林総合監 理士)		
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

- ※「フォレストワーカー」(林業作業士)、「フォレストリーダー」(現場管理責任者)、「フォレストマネージャー」(統括現場管理責任者)とは、研修修了者に係る登録制度の運用について(平成10年4月1日付け10林野組第36号林野庁長官通知)に基づき、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者のこと。
- ※「森林作業道作設オペレーター」とは、森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者のこと。
- ※「森林施業プランナー」とは、森林施業プランナー育成のための研修を受講するなどして、森林施業の方針や間伐等の施業に係る事業収支を示した施業プランを森林所有者に説明・提案 し、合意形成を図る者のこと。
- ※「技術士」とは、技術士法に基づく技術士(技術士補を含む。)のこと。
- ※「技能士」とは、職業能力開発促進法に基づく技能士(技能士補を含む。)のこと。
- ※「林業技士」とは、(社)日本森林技術協会の認定する林業技術士のこと。
- ※「フォレスター」(森林総合監理士)とは、森林法に基づく林業普及指導員資格試験の地域森林総合監理の区分に合格した者のこと。

3. 林業機械の保有状況

	1 +n EA № 1 A LET												
				現状【登	登録時】								
グラップル	プロセッサ	ハーベスタ	フォワーダ	スイングヤーダ	タワーヤーダ	フェラー バンチャ	スキッダ						
台	台	台	台	台	台	台	台	台	台				
			登録情報の変	変更時点の状況(年	月 日)							
グラップル	プロセッサ	ハーベスタ	フォワーダ	スイングヤーダ	タワーヤーダ	フェラー バンチャ	スキッダ						
台	台	台	台	台	台	台	台	台	台				

5 年後の目標										
4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	

^{※1}年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については含まれていない。

4. 事業量等

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·												
	実績【事業期間 年 月 日~ 年 月 日】												
	素材生産							造林事業				素材生産の	造林の請負
	主 伐			間(伐						左記以外の		請負がある	がある場合
区分	面積	材積	生産性	面積	材積	生産性	植付	下刈	その他	林業の事業	事業区域	場合は、主	は、主な業
	(ha)	(m³)	(㎡/人日)	(ha)	(m³)	工/主任 (㎡/人日)	(ha)	(ha)		量		な業者名を	者名を記載
	(na)	(m)	(m/人口)	(na)	(m)	(m/人口)						記載	
直営											県		
請負													
計											(市町)		

登録情報の変更時点の状況【事業期間 年 月 日~ 年 月 日】													
	素材生産							造林事業				素材生産の	造林の請負
	主 伐				間 伐					左記以外の		請負がある	がある場合
区分	面積	材積	生産性	面積	材積	生産性	植付	下 刈	その他	林業の事業	事業区域	場合は、主	は、主な業
	(ha)	(m^3)	工/主任 (㎡/人日)	(ha)	(m^3)	工/主任 (㎡/人日)	(ha)	(ha)	(9) [6]	量		な業者名を	者名を記載
	(IIa)	(111)	(1117/147)	(IIa)	(111)	(111/7/11)						記載	
直営											県		
請負													
計											(市町)		

5年後の目標【事業期間 年 月 日~ 年 月 日】													
	素材生産						造林事業					素材生産の	造林の請負
	主 伐			間 伐						左記以外の		請負がある	がある場合
区分	面積	材積	生産性	面積	材積	生産性	植付	下 刈	その他	林業の事業	事業区域	場合は、主	は、主な業
	шід (ha)	(m³)	一生性 (m³/人日)	шт <u>я</u> (ha)	(m³)	上座 圧 (㎡/人日)	(ha)	(ha)	-(o) [B	量		な業者名を	者名を記載
	(na)	(m)	(m/人口)	(na)	(m)	(m/人口)						記載	
直営											県		
請負													
計											(市町)		

^{※「}直営」とは、事業主自身又は直接雇用する現場作業職員により実施したものをいう(以下「直営施業」という。)

5. 主伐後の再造林の確保

	有して	今後整備		取り組ん	今後取り	
(1)主伐及び主伐後の再造林の一体的な実施体制	いる	する	(2)適切な更新	でいる	組む	
・ 主伐と再造林の両方を直営施業又は他者への請負により実 施する体制			・ 自己の所有する森林の主伐にあっては、主伐後の適切な更 新の実施			
・ 連携する他の林業経営体と一体的に実施する体制 (連携相手等の名称:			・他者の所有する森林の主伐にあっては、事前に森林所有者 等に対する適切な更新の働きかけ			

^{※「}請負」とは、他者への請負により実施したものをいう。

[※]造林事業量のうち「その他」には、除伐、枝打ち等の保育作業が含まれる。

^{※「}左記以外の林業の事業量」には、森林作業道の開設・改良、山林種苗の生産等が含まれる。

6. 生産管理の取組	取り組ん			7. <u>原木の安定供給・流通合理化等</u> 取り組ん 今後取り
・ 作業日報の作成・分析による進捗管理・工程の見直し	でいる	組む (年後)	でいる 組む ・ 製材工場等需要者との直接的な取引 □ □ (年後
・ 作業システムの改善			年後)	(取引先名:
・その他				・ 取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷
			J	(取りまとめ機関名:・その他 ∫
8. 造林・保育の省力化・低コスト化	取り組ん でいる	今後取り 組む		9. <u>伐採・造林に関する行動規範の策定等</u> 策定・ 策定・ 遵守済 遵守予定
・ 伐採と造林の一貫作業システムの導入			年後)	経営体独自の行動規範の策定 (年後
・ コンテナ苗の使用			年後)	・ 所属する業界団体等による行動規範の策定
低密度植栽			年後)	(策定主体:)
・下刈りの省略			年後)	・ 県・市町等行政の策定したガイドラインの遵守
・その他				(策定主体:・その他 ()
10. 雇用管理の改善	取り組ん			11. 労働安全対策等 取り組ん 今後取り
・現場作業員の常用化	でいる	組む		でいる 組む ・ リスクアセスメント
現場作業職員への月給制の導入				防護具等の着用の徹底
・ 計画的な研修実施などの教育訓練の充実				・ 作業現場の安全巡回
・ 現場作業職員の社会・労働保険、退職金共済等への加入				・ 専門家による安全診断・指導
・その他				・その他
12. <u>その他の情報</u>				
例:地域への貢献(国土緑化への貢献、防災活動、ボランティア 分等の状況等	活動等)、	表彰実績、経	怪営の健全	性(FSC森林認証、SGEC「緑の循環」認証、ISO取得状況、実践体制基礎評価)、指名停止処
MANNIA				

※「実践体制礎評価」とは、林野庁補助事業「森林施業プランナー育成対策事業」実施要領に基づいて、提案型集約化施業(以下「提案型施業」という。)に取り組む林業事業体について、提 案型施業を実施する体制が構築されているかを公正・中立な外部機関が評価する仕組みをいう。

林業経営体名簿への登録(変更登録)通知書

 番
 号

 年
 月

 日

登録経営体 様

佐賀県知事

年 月 日付けで申請(変更届出)があった林業経営体名簿への登録について、 林業経営体に関する情報の登録・公表要領第6(第7)の規定に基づき、登録(変更 登録)したので、通知します。

(注)変更の届出の場合は、括弧書きのとおりとする。

林業経営体名簿の変更届出書

年 月 日

佐賀県知事様

所在地

名称

代表者氏名

年 月 日付けで登録された林業経営体名簿について、次のとおり変更したいので、 届け出ます。

記

- 1 変更事項の内容
- 2 変更の理由
- (注)変更事項の内容が確認できる資料を添付すること。

また、要領第7の(2)による変更の場合は、変更後の様式第1-2号を添付すること。

林業経営体名簿への登録取消通知書

 番
 号

 年
 月

 日

様

佐賀県知事

次の理由により、林業経営体名簿への登録を取り消したので通知します。

記

取消の理由